

【公益目的財産額の確定に係る必要書類の手引き】修正履歴

1. 提出書類(様式)の追加・変更を伴うもの

修正日	ページ	追加・修正内容
H22.3.31	8	様式・別表C(3)-1の追加に伴い、記載方法の説明も追加
	9	様式・別表C(3)-2の追加に伴い、記載方法の説明も追加

2. 説明等の追加・修正を行ったもの

修正日	ページ	追加・修正内容
H22.3.31	4	2段落目の末尾に、また書きを追加
	6	《移行認可申請時と異なる点について》の2つ目のマルの2行目、「不動産鑑定士が鑑定した価額等を用いていた場合は」に修正
	7	1つ目のランプマーク欄の説明を以下のとおり修正 「……、別紙2(別表C(5)を含む。)……」 → 「……、別紙2(別表C(3)及び別表C(5)を含む。)……」
	10	ビックリマーク欄の説明を追加
	全般	「移行登記の日」 → 「移行の登記の日」に修正

公益目的財産額の確定に係る 必要書類の手引き

(移行法人が公益目的財産額を確定する場合)



内閣府 / 都道府県

この手引きは、平成 22 年 3 月 31 日現在のものです。

使用に際しては、下記にて最新版の有無をご確認ください。

<https://www.koeki-info.go.jp/>

《法令の表記》

法人法	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）
法人法施行規則	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則（平成 19 年法務省令第 28 号）
認定法	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）
認定法施行令	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行令（平成 19 年政令第 276 号）
認定法施行規則	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成 19 年内閣府令第 68 号）
整備法	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号）
整備法施行令	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律施行令（平成 19 年政令第 277 号）
整備法施行規則	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律施行規則（平成 19 年内閣府令第 69 号）

根拠法令の条数等を（ ）囲みの中で示す場合は、次の略式で表記しています。

<例> ○○○法第 1 条第 2 項○法 § 1Ⅱ

目次

I	手続の概要	1
I-1	移行認可を受けた後の手続	1
I-2	提出書類（様式）の入手方法	3
II	提出書類の記載方法等	4
II-1	提出書類の構成	4
II-2	提出書（かがみ文書）	5
II-3	別紙1：公益目的財産額	6
II-4	別紙2：公益目的支出計画	7
	別表C(3)-1 特定寄附の内容等①	8
	別表C(3)-2 特定寄附の内容等②	9
	別表C(5) 公益目的支出計画の実施の見込み	10
II-5	その他の添付書類	10
III	提出	11
III-1	提出の方法	11
III-2	提出後に不備等が判明した場合の手続	11
III-3	公益目的財産額の確定	11

I 手続の概要

I-1 移行認可を受けた後の手続

整備法第 45 条の規定により行政庁の認可（以下「移行認可」といいます。）を受けた特例民法法人は、一般法人への移行登記後 3 ヶ月以内に、公益目的財産額の確定に係る必要書類を提出する必要があります¹。

移行認可を受けた後、公益目的財産額の確定に係る必要書類の提出までの流れについては、次のとおりです。

(1) 特例民法法人から一般法人への移行登記

特例民法法人が一般法人への移行認可を受けたときは、その主たる事務所の所在地においては 2 週間以内に、その従たる事務所の所在地においては 3 週間以内に、

- ① 当該特例民法法人については、解散の登記、
 - ② 名称変更後の一般法人については、設立の登記
- をしなければなりません（整備法 § 121 I、§ 106 I）。

また、この解散の登記及び設立の登記をした後、遅滞なく、行政庁だけでなく旧主務官庁に、登記事項証明書を添付して、その旨を届け出なければなりません²（整備法 § 121 I、§ 106 II）。

移行認可を受けた日から起算して 30 日を経過しても移行登記の届出をしない場合には、行政庁から、相当の期間を定めて移行登記をすべき旨の催告を受け、また、それにもかかわらず移行登記をしないときは、行政庁から移行認可を取り消されることがあります（整備法 § 131 II）ので、ご注意ください。

(2) 事業年度の終結と計算書類等の作成

移行認可を受けた前後で法人の名称や組織運営に係る規制が変更されることから、特例民法法人が移行認可を受けた際には、移行の登記の前後で事業年度を区分していただく必要があります（整備法施行規則 § 2）。

また、事業年度を区分することに伴い、① 特例民法法人としての最終事業年度（移行登記の日の前日を末日とするもの）に係る計算書類、② その前の事業年度に係る計算書

¹ 移行認可申請時の公益目的財産額が零以下の法人（＝移行認可申請時に移行認可申請書別紙 3「公益目的支出計画」を作成しなかった法人）は、公益目的財産額の確定に係る必要書類の提出は不要です。（ただし、解散の登記及び設立の登記をした旨の届出書（以下「移行登記の届出書」という。）は、必ず提出してください。）

² 移行登記の届出書（様式）の入手方法は、公益目的財産額の確定に係る必要書類の入手方法と同じです。（「I-2 提出書類（様式）の入手方法」（3 ページ）を参照してください。）

類、③ 一般法人としての初年度（移行の登記の日を開始日とするもの）に係る計算書類について、社員総会又は評議員会で承認を受けることが必要になります。ただし、これら①～③のうち①と②又は①と③については、移行の登記の日と、社員総会又は評議員会の開催日とを調整することにより、一度の社員総会又は評議員会で承認を受けることも可能となります。

(3) **公益目的財産額等の確定手続**

移行法人（公益目的支出計画を実施する法人）は、移行の登記をした日から公益目的支出計画を実施していくこととなりますので（移行の登記をするまでは特例民法法人）、法令上、公益目的財産額の算定日は、移行の登記の日の前日（上記により区分される移行直前の事業年度末日）となっています（整備法施行規則 § 2）。

従って、移行の登記を行った法人（移行認可申請時の公益目的財産額が零を超える法人）は、移行の登記の日の前日を算定日として、同日の貸借対照表に基づき公益目的財産額（確定額）を再度算定し、移行の登記の日から3ヶ月以内に公益目的財産額等の確定の手続きを行わなければなりません（整備法施行規則 § 33）。その際、公益目的財産額の確定額の算定に当たって、移行認可申請時に用いた不動産鑑定士の評価額などは確定時の評価額として用いることができます。

また、移行認可申請時の公益目的財産額と確定額が異なる場合は、公益目的支出計画の実施期間も併せて確定させることとなります。（公益認定等ガイドラインⅡ—3）

<例>

移行認可申請時の公益目的財産額：2,000

〔公益目的支出〕－〔実施事業収入〕の額：200／年

公益目的支出計画実施期間：10年

移行の登記の前日における公益目的財産額の確定額：1,600

⇒公益目的支出計画の実施期間を8年に確定させる。

I -2 提出書類（様式）の入手方法

提出書類（様式）を入手するには、①ポータルサイトでの入手、②行政庁の窓口での入手、③郵送による送付依頼の3とおりの方法があります。

(1) ポータルサイトでの入手

ポータルサイト『[公益法人インフォメーション](http://www.koeki-info.go.jp/)』<<http://www.koeki-info.go.jp/>>にアクセスし、「法人の申請窓口」の箇所で、ID及びパスワードを入力してから、ログイン後、提出書類（様式）を選択することにより、提出書類（様式）をダウンロードすることができます。

ID 及びパスワードを取得していない場合は、次の手続により ID 及びパスワードを取得できます。

- ① 行政庁から簡略コードの発行を受ける。
- ② ポータルサイトの中の「電子申請開始申し込み」にアクセスする。
- ③ 法人コード及び簡略コードを入力し、ID 及びパスワードを取得する。

下記(2)・(3)による入手も可能ですが、ポータルサイトで電子ファイルを入手する方が、入手自体簡便な上、記載に際しても利便性に優れていますので、行政庁としては、ポータルサイトでの入手をお奨めしています。

(2) 行政庁の窓口での入手

最寄りの行政庁に来訪され、担当の窓口で申し出ていただければ、提出書類（様式）を手交しています。

(3) 郵送による送付依頼

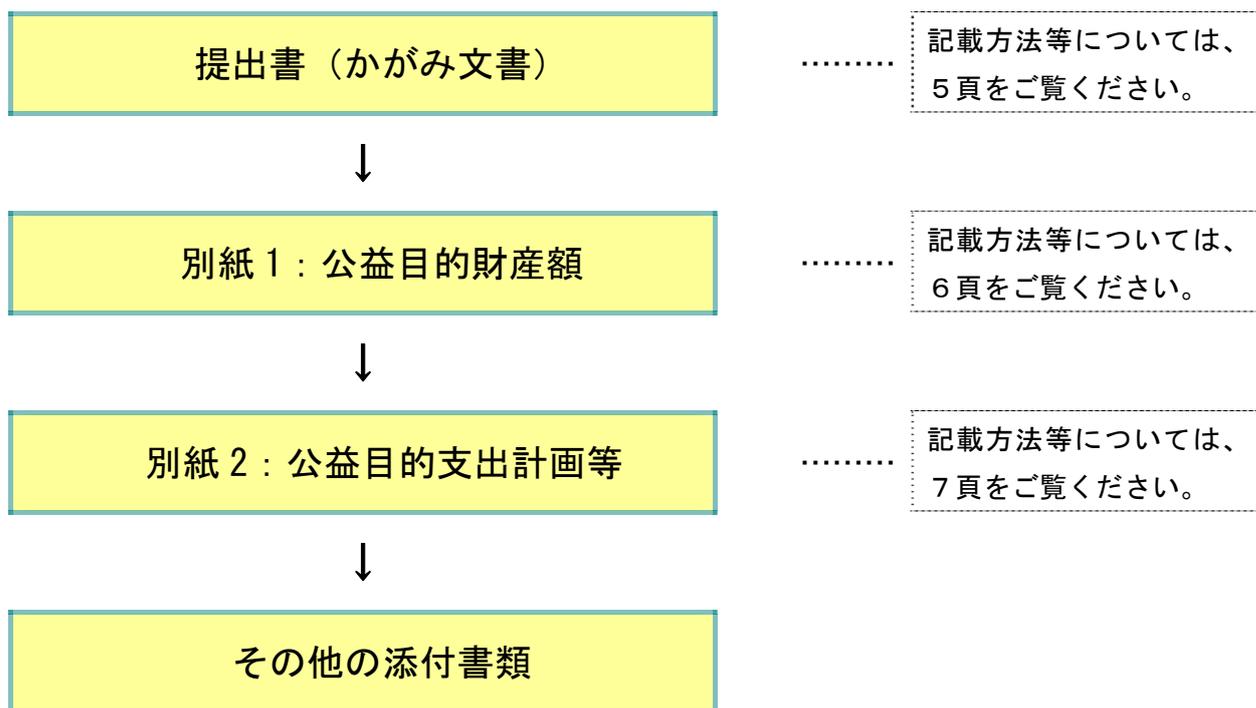
郵送による入手を希望される法人は、次の事項を記載した申込書と、返送先（宛て所及び宛て名）を記載し、かつ、必要金額の郵便切手を貼付した返信用封筒を同封の上、行政庁に郵送してください。郵送申込みを受けた行政庁は、記載事項と必要金額の郵便切手貼付等を確認の上、提出書類（様式）を郵送します。

記載事項	
① 申込み年月日	④ 送付先の部署又は担当者氏名
② 法人の名称	⑤ 法人の代表電話番号
③ 法人の郵便番号及び住所	⑥ 入手したい提出書類（様式）の種類

II 提出書類の記載方法等

II-1 提出書類の構成

公益目的財産額の確定に係る必要書類は、次のとおり、提出書（かがみ文書）に続いて、記載事項のまとまりに即して、別紙1、別紙2及びその他の添付書類から構成されています。



以下では、申請書（様式）の各頁に、該当箇所を記載するに際して必要と思われる記載要領、記載例等の注釈を付しているほか、参考情報として用語や制度等の解説🔍や、特に注意すべき事項⚠️をお示ししています。また、書類を作成する必要がない場合を📌でお示しています。



各申請書類の記載に当たり、様式の表の行が足りない場合には、適宜、行を追加してください。

Ⅱ-2 提出書（かがみ文書）

法人コード	
法人名	

(a) 年 月 日

(b) 殿

(c) 法人の名称
代表者の氏名 印

公益目的財産額の確定に係る必要書類の提出について

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律施行規則第33条第1項の規定により、別紙のとおり公益目的財産額の確定に関し、必要な書類を提出いたします。

担当者	
氏名	
電話番号	
電子メールアドレス	

(a) 提出日

和暦で提出年月日を記載してください。

(b) 提出先行政庁

移行認可を受けた行政庁名を記載してください。

(c) 提出法人

法人の現在の名称、代表者の氏名³を記載してください。なお、電子申請の場合には、法人の代表者印の押印は不要です。

³ 代表者の氏名が外国語である場合には、外国語の発音をカタカナに当てはめて、記載してください。

Ⅱ-3 別紙 1：公益目的財産額

別紙 1 は、次の書類により構成されています。

- 別紙 1 公益目的財産額
 - 別表 A (1) 時価評価資産の明細等
 - 別表 A (2) 時価評価資産以外の資産の明細
 - 別表 A (3) 引当金の明細
 - 別表 A (4) 基金等の明細
 - 別表 B 時価評価資産の時価の算定根拠等
- (別表 B は、必要に応じて提出してください。他の書類は必ず提出してください。)

これらの書類の様式は、移行認可申請時のものと同じです。
よって、記載要領については、『申請の手引き 移行認可編』を参照してください。
ただし、次の点は移行認可申請時と異なりますので、ご注意ください。

《 移行認可申請時と異なる点について 》

- 公益目的財産額の算定日は、移行の登記の日の前日となります。
よって、同日の貸借対照表に基づき、公益目的財産額を算定してください。
- 時価評価資産の評価については、移行認可申請時における公益目的財産額の算定（申請時）の際に、不動産鑑定士が鑑定した価額等を用いていた場合は、その評価額を、今回の算定（確定時）における資産の評価額とすることができます。
その際は、別表 A (1) の「時価の算定方法」欄にその旨記載するとともに、移行認可申請時に提出した不動産鑑定評価書等の写しを改めて提出してください。

Ⅱ-4 別紙2：公益目的支出計画



別紙1により算出した公益目的財産額が0以下の場合は、別紙2（別表C(3)及び別表C(5)を含む。）の提出は不要です。



この様式は、移行認可申請時のものと同じです。よって、記載要領については、『申請の手引き 移行認可編』を参照してください。ここでは、移行認可申請時と異なる点のみ掲載しています。

【別紙2：公益目的支出計画等】

2. 公益目的支出計画

【公益目的支出計画の概要】

1	法人の名称	
2	主たる事務所の所在場所	
3	公益目的財産額	① 円
4	実施事業等の事業番号 ^注 及び内容	
	公益目的事業 (整備法第119条第2項第1号イ)	
	継続事業 (整備法第119条第2項第1号ハ)	
	特定寄附 (整備法第119条第2項第1号ロ)	
5	公益目的支出の見込額(平均の額)	円
6	実施事業収入の見込額(平均の額)	円
7	(5の額) - (6の額)	円
8	公益目的財産残額が零となる 予定の事業年度の末日	
9	公益目的支出計画の実施期間	
10	8の年度までに合併する予定の有無 (有の場合、予定年月日)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
11	時価評価資産の明細	別表A(1)のとおり

注：左欄に事業番号を記載してください。

(公益目的事業⇒公1、公2・・・、継続事業⇒継1、継2・・・、特定寄附⇒寄1、寄2・・・)

① 公益目的財産額

別紙1により算定した額を記載してください。この額をもとに公益目的支出計画の実施期間等を確認させるため、実施期間等は、移行認可申請書に記載したものと異なる場合があります。

② 公益目的支出の見込額(平均の額)等

記載要領は移行認可申請時と同じですが、移行の登記の日の前日を算定日とする公益目的財産額を基に改めて算出してください。

②

別表 C(3)-1 特定寄附の内容等①



移行認可申請時の公益目的支出計画に実施事業等として特定寄附を記載し、当該特定寄附において時価評価資産を現物寄附する場合に限り作成する必要があります。

別表 C(3)-1 【公益目的支出計画】
(特定寄附ごとに作成してください。)

【特定寄附の内容等①】

事業番号	特定寄附の内容	
相手方の名称及び所在場所		
認定法第 5 条第 17 号への該当性 ^{注1}		
特定寄附の見込額 (当該寄附に係る公益目的支出の見込額)	a	円
用途を特定する場合の用途の内容		
寄附を実施する予定の時期及び寄附に必要な財源等 ^{注2}		
寄附に係る時価評価資産の番号、名称及び帳簿価額 ^{注3}		
	b	円
		円
		円
備 考		

注 1：相手方が、認定法第 5 条第 17 号 H に該当する場合は、当該相手方が認定法施行令第 8 条に該当することについて備考欄に説明してください。

注 2：この寄附を行う時期及び寄附に必要な財源の確保の方法を記載してください。現物資産を寄附することを予定している場合は、当該資産を記載してください。

注 3：資産を寄附することを予定している場合で、当該現物資産が時価評価資産である場合に記載してください。



この様式は、移行認可申請時のものと同じです。よって、記載要領については、『申請の手引き 移行認可編』を参照してください。ここでは、移行認可申請時と異なる点のみを掲載しています。



特定寄附の相手先ごとに作成してください。特定寄附の相手先が複数ある場合、時価評価資産を現物寄附するものではない特定寄附については作成不要です。なお、本表と別表 C(3)-2 とは一对です。

a 特定寄附の見込額

現物寄附の対象となる時価評価資産の算定日における時価（別表 A(1)【時価評価資産の明細】に記載した当該資産の時価）を記載してください。

b 寄附に係る時価評価資産

別表 A(1)【時価評価資産の明細】に記載した当該寄附に係る時価評価資産の番号、名称及び帳簿価額を記載してください。



時価評価資産を寄附した場合には、当該資産の算定日（移行の登記の日の前日）における時価をもって特定寄附の額とすることとされています。（公益認定等ガイドラインⅡ-1-(4)-②-i 参照。）

別表 C(3)-2 特定寄附の内容等②



移行認可申請時の公益目的支出計画に実施事業等として特定寄附を記載し、当該特定寄附において時価評価資産を現物寄附する場合に限り作成する必要があります。



この様式は、移行認可申請時のものと同じです。よって、記載要領については、『申請の手引き 移行認可編』を参照してください。ここでは、移行認可申請時と異なる点のみを掲載しています。

別表 C(3)-2 「公益目的支出計画」

【特定寄附の内容等 ②】

事業番号	特定寄附の内容		

【実施事業収入の見込額の算定について】

①「損益計算書（収支予算書）の収益の見込額」に対応した②「実施事業収入の見込額」を記載し、その算定に当たっての考え方を記載してください。

損益計算書の科目	①損益計算書の収益の見込額	②実施事業収入の見込額	②の額の算定に当たっての考え方*
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
計	円	円	

注：実施事業収入の見込額の算定の記載事項について、必要な説明書類を添付してください。

【公益目的支出の見込額の算定について】

①「損益計算書（収支予算書）の費用の見込額」に対応した②「公益目的支出の見込額」を記載し、その算定に当たっての考え方を記載してください。

損益計算書の科目	①損益計算書の費用の見込額	②公益目的支出の見込額	②の額の算定に当たっての考え方*
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
計	円	円	

注：①と②が同額である場合には、「科目」欄を「その他」として、まとめた額を①及び②欄に記載してもかまいません。

a) 損益計算書の費用の見込額

移行認可申請時に収支予算書に基づいて作成した別表 C(3)-2 に記載した額を転記してください。

b) 公益目的支出の見込額

現物寄附の対象となる時価評価資産の算定日における時価（別表 A(1)【時価評価資産の明細】に記載した当該資産の時価）を記載してください。

別表 C(5) 公益目的支出計画の実施の見込み



この様式は、移行認可申請時のものと同じです。
よって、記載要領については、『申請の手引き 移行認可編』を参照してください。
ここでは、移行認可申請時と異なる点のみ掲載しています。

別表 C(5) [公益目的支出計画]

【公益目的支出計画の実施の見込み】					以降 ^{※1}		実施期間の累計額 年間	
	初年度 ^{※1}	翌年度(口：不要) ^{※1}	翌々年度(口：不要) ^{※1}					
公益目的財産額								
公益目的収支差額の見込み	円	円	円					円
公益目的財産残額の見込み	円	円	円					円
公益目的支出の額の見込み	円	円	円					円
	円	円	円					円
	円	円	円					円
	円	円	円					円
実施事業収入の額の見込み	円	円	円					円
	円	円	円					円
	円	円	円					円
備考								

注1：公益目的支出計画の公益目的支出の額等の見込みについて、計画初年度から翌々年度までの見込額を記載し、以降、計画が完了するまでの間の見込みについて、①又は②にチェックしてください（翌年度、翌々年度の見込が初年度と同様の場合は、事業年度欄の不要をチェックしてください）。
②にチェックをしたときは、その変更が予定されている内容（実施事業を行う期間が定まっており、公益目的支出計画実施期間中に当該事業が終了する場合など）について備考欄で説明してください。

① 初年度欄

移行認可を受けて移行法人になった最初の事業年度に係る額を記載してください。
最初の事業年度が1年に満たない期間であっても、移行認可申請書に記載した計画上の金額（1事業年度分の金額）を記載してください。

② 実施期間の累計額

記載要領は移行認可申請時と同じですが、移行の登記の日の前日を算定日とする公益目的財産額を基に改めて算出してください。



別表 C(3) を作成した場合

特定寄附に係る「公益目的支出の額の見込み」欄は、別表 C(3)に記載した公益目的支出の見込額を踏まえてあらためて算出の上、記載してください。

II-5 その他の添付書類

公益目的財産額の確定に係る必要書類の提出に当たっては、上記の書類に、算定日（移行の登記の前日）の貸借対照表及びその附属明細書を添付して提出する必要があります（整備法施行規則 § 33 I）。

Ⅲ 提出

Ⅲ-1 提出の方法

所定の事項を記載した書類及び必要添付書類を用意した後、移行の登記をした日から3ヶ月以内に提出してください⁴。

提出するには、①電子申請⁵、②窓口申請、③郵送申請の3とおりの方法があります。これらについては、移行認可申請時と同じですので、『申請の手引き 移行認可編』を参照してください。

Ⅲ-2 提出後に不備等が判明した場合の手続

いったん受け付けた提出書類の記載事項に不備がある場合や必要な書類が添付されていない場合等、法令に定められた申請の形式上の要件に適合しないことが判明したときは、行政庁から、当該申請の補正を求めることがあります。

この他、申請書類の記載内容が不明・不十分で審査困難な場合等には、行政庁から、必要に応じて、資料の追加や申請書類の差替えを指導する場合があります。

なお、申請後に、本件申請を担当する役職員やその連絡先等に変更があった場合等には、速やかに、行政庁にその旨通知し、行政庁の指示を受けて対応してください。

Ⅲ-3 公益目的財産額の確定

行政庁は、提出された書類から算定日における公益目的財産額に誤りがないか確認します。そして、誤りがないと認めるときは、当該額を公益目的財産額とする旨を法人に通知します（整備法施行規則 § 33Ⅲ）。これにより、公益目的財産額及び公益目的支出計画の実施期間が確定します。

⁴ 提出書類のうち、貸借対照表及びその附属明細書については、法人法等に定められた法人の意志決定を経たものを提出してください。その他の提出書類についても、少なくとも理事会の決議を経た上で、行政庁へ提出してください。

⁵ 電子申請にはID及びパスワードが必要となります。これらの取得方法は、3ページを参照してください。

お問い合わせ先は . . .

内閣府 大臣官房 公益法人行政担当室

内閣府 公益認定等委員会事務局

TEL 03-5403-9555 (代表)

新しい公益法人制度の詳細については、次のホームページをご覧ください。

ホームページ <https://www.koeki-info.go.jp/>
